

農業共済制度の活用を円滑にするための掛け金助成を求める意見書（案）

近年は、大型台風や記録的豪雨や突風による洪水、土砂崩れなど、全国各地で甚大な被害が起きてます。農林水産業への打撃も計り知れないものがあり、農業者の不安は募るばかりです。

昨年、連続的に発生した台風、大雨の被害は、農林水産省の発表によれば、6月下旬からの大雨92億8千万円、8月の前線による大雨224億8千万円、台風15号814億8千万円、台風19号3294億2千万円となり、被害総額は計4426億6千万円にものぼります。この被害規模は、東日本大震災での農林水産被害1兆9千億円、阪神淡路大震災の5千億円に次ぐ大きなものです。台風・豪雨被害としては戦後最大の被害となっています。

2019年11月7日に農水省が打ち出した「総合的な対策」は、「被災した農林漁業者が営農意欲を失わず、一日も早く経営再建できる」ことをめざし、災害の頻度や規模を加味した従来よりも踏み込んだ「対策」となっています。同時に、政府と地方自治体の農林業被害対策をさらに充実させることとあわせて、農業者自身も災害に備えることが求められています。その有効な手段の一つとして、農業者が農業共済制度に広く加入し、制度を活用して災害に備えることが重要と考えます。

2015年の関東・東北豪雨災害時に、本県内でも稻の刈り取り時期と重なり、農業共済制度に適用されない事態となりましたが、そもそも、「掛け金負担のわりに給付が少ない」などの制度上の問題点もあり、共済加入者が少なかったという状況がありました。

こうしたなか、全国各地の自治体のなかに、農業者が共済制度に広く加入して活用できるよう、掛け金の農業者負担を助成する施策や制度が広がっていることは重要です。

以上の状況をふまえ、政府に対して、頻発する災害に備えて、農業者の農業共済制度への加入を促進するために、掛け金助成制度を創設するよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年 月 日

茨城県議会議長 森田 悅男

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣